

広島県告示第七百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県山県郡安芸太田町大字板ヶ谷、同町大字川手、同町大字土居、同町大字寺領及び同町大字吉和郷地内		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
板ヶ谷一三五二（七四七八―一）	急傾斜地の崩壊	板ヶ谷一三五二（七四七八―一）
川手（七四八〇―一）	急傾斜地の崩壊	川手（七四八〇―一）
土居（一二三七）	急傾斜地の崩壊	土居（一二三七）
才中得九八二（一一三八―一）	急傾斜地の崩壊	才中得九八二（一一三八―一）
遊谷七二三（一一五二―一）	急傾斜地の崩壊	遊谷七二三（一一五二―一）
吉和郷五（六二〇―一）	急傾斜地の崩壊	吉和郷五（六二〇―一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
表 区域の示	表 区域の示	表 区域の示
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。